

奈情審第27号
令和3年6月28日

奈良市教育長 様
(審査庁担当課 教育部教育総務課)

奈良市情報公開審査会
会長 戸城 杏奈

行政文書開示請求部分開示決定処分に対する審査請求について (答申)

令和2年10月9日付け奈教総第213号で諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

【諮問：行文第02-10号】

奈良市教育長（処分庁担当課 教育部教育政策課ほか2課）が行った令和2年5月29日付け奈教政第16号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分に対する審査請求について

(別紙)

答申：行文第 59 号

諮問：行文第 02-10 号

答 申

第 1 審査会の結論

奈良市教育長が、令和 2 年 5 月 29 日付けで行った奈教政第 16 号行政文書部分開示決定通知書による部分開示決定処分は、本件処分を取り消し、次の部分を開示すべきである。

中央図書館分の事務引継完了届（前任者 増田達男 後任者 大橋美子）写し及び事務引継完了届（前任者 奥田喜隆 後任者 増田達男）写しの「2 引継ぎをした事務等」「(1)未処理（処理中）事項」の 3 行目のかっこ書の一部並びに「学校図書館への司書派遣」の 3 行目、4 行目、5 行目及び 7 行目の各行の一部

第 2 審査請求の経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和 2 年 4 月 9 日付けで、奈良市情報公開条例（平成 19 年奈良市条例第 45 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づいて、奈良市教育長（以下「処分庁」という。）に対して、次の行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 2020 年 4 月異動に係る事務引継書（教育政策課課長補佐、中央図書館長（事務取扱を含む））
- (2) 教育政策課を含む同部屋の座席表（2020 年度）
- (3) 2020 年 4 月 1 日以降の中央図書館長の配置の根拠となる文書（事務取扱、兼任、異動、任用、派遣、人事交流などすべてを含む）

2 本件開示請求に対する行政文書

処分庁は、本件開示請求に対し、次の行政文書を対象行政文書として特定した。

(1) 教育政策課分

- ア 事務引継書（前任者 新田憲、黒田昌代 後任者 五味原正浩）
- イ 教育政策課を含む同部屋の座席表（2020 年度）

(2) 中央図書館分

- ア 事務引継完了届（前任者 増田達男 後任者 大橋美子）写し

イ 事務引継完了届（前任者 奥田喜隆 後任者 増田達男）写し

(3) 教職員課分

ア 任命権者間協議を要する職員の人事について（議案）

イ 令和2年4月人事について（特定任期付職員の任用）

ウ 職員の人事について（令和2年4月2日付け）

3 処分庁の決定

処分庁は、令和2年5月29日付けで、次の(1)から(3)までに掲げる行政文書の不開示部分に応じ、当該(1)から(3)までに定める理由及び(4)の理由で部分開示決定処分（以下「**本件処分**」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(1) 上記2(1)のアについて

ア (2) 学校規模適正化についての8行目から10行目

公にすることにより、今後の当該事業の進捗や手続に遅れが生じるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。

イ (12) 休職職員の対応の1行目から9行目

当該職員の身体や健康の状態や当該職員に対する市の対応状況、当該職員の関係者とのやりとりといった個人に関する情報であり、公にすることにより、当該職員を識別でき、また、識別できる部分を除いたとしても当該職員の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。

(2) 上記2(2)について

ア 「2 引継ぎをした事務等」「(1)未処理（処理中）事項」の3行目のかつこ書の一部並びに「学校図書館への司書派遣」の3行目、4行目、5行目及び7行目の各行の一部

図書館職員の増員や配置計画に関する検討段階の未成熟な情報であり、公にすることにより、市民の間に誤解や憶測を招くおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。

イ 「図書館返却ポストの配置」の5行目の一部

法人事業者の従業員の名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別できるため、条例第7条第2号に該当する。また、法人事業者名については、公にすることにより、今後の当該事業の進捗や手続に遅れが生じるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。

ウ 「審査請求」の1行目の一部

個人の氏名であり、個人に関する情報であって、公にすることにより、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当する。

(3) 上記2(3)のイについて

ア 「起案裏書の職員の生年月日、年齢、号給及び給料月額」及び「履歴書」の職員の生年月日、現住所及び学歴」

生年月日、年齢、住所、学歴については、個人に関する情報であり、公にすることにより職員個人の私生活等に支障を及ぼすおそれがあるため、また、号給、給料月額については、職員個人の収入等財産の状況が明らかとなる職員個人の私的な情報であるため、条例第7条第2号に該当する。

イ 「各特定任期付職員の職務内容（期待される業績）」の「2. 教育センター所長」の4行目及び5行目

市教育委員会内部若しくは他機関との間において検討中であり、かつ未確定の事業に関するものであり、公にすることにより、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、条例第7条第5号に該当する。

(4) 本件開示請求(3)の2020年4月1日以降の中央図書館長の配置の根拠となる文書のうち、兼任、派遣、人事交流に係る文書は、2020年4月1日以降の中央図書館長の配置は令和2年4月1日付けの事務取扱、令和2年4月2日付けの特定任期付職員の任用及びそれに伴う人事異動が対応事務であり、兼任、派遣及び人事交流は行っていないことから、兼任、派遣及び人事交流に関する文書は作成しておらず、保有していない。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分のうち、3(1)のア（以下「**本件不開示部分1**」という。）、3(2)のア（以下「**本件不開示部分2**」という。）及びイのうち法人事業者名（以下「**本件不開示部分3**」という。）並びに(3)のイ（以下「**本件不開示部分4**」という。）に係る決定を不服として、令和2年8月25日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、奈良市教育長に対し、審査請求（以下「**本件審査請求**」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す。

2 審査請求の理由

審査請求書及び当審査会に提出された意見書を要約すると、審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

(1) 不開示部分について

ア 本件不開示部分1は、条例第7条第6号に該当しない。

イ 本件不開示部分2は、条例第7条第5号に該当しない。

- ウ 本件不開示部分 3 は、条例第 7 条第 6 号に該当しない。
- エ 本件不開示部分 4 は、条例第 7 条第 5 号に該当しない。

(2) 審査請求対象について

条例第 2 条第 2 号柱書、条例第 5 条第 1 項及び条例第 6 条第 1 項第 2 号の規定から、開示請求の対象は「情報」ではなく、「行政文書」であるというべきである。したがって、請求に係る行政文書の件名又は内容として、本件開示請求(3)のように、記録されている情報の面から行政文書の特定を求めた場合であっても、その情報を含む一帯の行政文書を請求しているのであるから、当該行政文書のうち、その情報が記録されている部分のみが開示の対象となるものではなく、当該行政文書全体がその対象となるべきである（最高裁判所平成 17 年 6 月 14 日第 3 小法廷判決）。

本件で特定された文書の一つは、「令和 2 年 4 月人事について（特定任期付職員の任用）」であり、その中に「各特定任期付職員の職務内容（期待される業績）」が含まれている。よって、当該文書も請求対象文書として特定・開示されているから、審査請求の対象となるのは、中央図書館長に係る部分だけでなく、教育センター所長に係る部分を含む当該文書全体である。実施機関は、「中央図書館長の職務内容にあたる部分は全面開示していることから、開示請求の目的は達成されており、本来は開示請求の対象でない教育センター所長に関する箇所について審査請求を行うことは適切でない」とするが、開示請求の対象を行政文書ではなく情報と誤認したもので失当である。

(3) 条例第 7 条第 6 号の不開示情報について

本号の事務事業情報は、市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである。市民の知る権利を尊重し、市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、公正で開かれた市政を推進するためには、市の保有する情報の公開は不可欠である（条例第 1 条参照）。よって、不開示該当性を判断するに当たっては、公益的な開示の必要性等と適正な遂行に支障を及ぼすおそれとの比較衡量になると解される。そして、「支障」の程度は実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も法的保護に値する蓋然性が要求される（奈良市情報公開条例解釈運用基準）。

(4) 理由提示について

開示請求に対する処分は開示決定であり、処分である決定通知書の記載自体において明らかにされていることを要するから、弁明書において追加説明を行っても、そのことによって理由の不備は治癒されない（最高裁昭 49・4・25 一小法廷判決、平 4・12・10 一小法廷判決）。

(5) 本件不開示部分 1 について

理由提示の制度は、開示請求者に処分の理由を知らせて不服申立ての判断に資する趣旨から設けられたものであるから、当該行政文書中どのような情報をどのような理由で不開示としたのかを知り得る程度の具体性が要求されている。

奈良市情報公開事務取扱基準において、「開示決定通知書の「開示することができない部分」欄には、開示することができない情報の概要を、当該情報の内容が明らかにならないように留意して記載することとする」とされているのも、不開示情報の概要が示されないと、当該情報が不開示理由に該当する可否かを開示請求者において判断できないからと解される。

本件不開示部分 1 の不開示理由の記載で、不開示の概要は、単に「学校規模適正化」としか記載されていないため、その具体が不明であり、不開示部分を開示することにより学校適正化の進捗や手続に遅れが生じるなどの蓋然性を判断できない。最近では、添付資料の事例が記憶に新しい。

内部において未確定な事案すべてが、検討段階にあるというだけの理由で、事務事業情報に該当するとしてすべて不開示とすることは、実施機関が市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、公正で開かれた市政を推進するという観点から適切でない。公益的な開示の必要性等と適正な遂行に支障を及ぼすおそれとを比較衡量して、後者が前者を上回るときにのみ、不開示とすることが認められる。

学校適正化に係る不開示部分は、事務引継に係る項目にすぎず、公にすることにより、市民の間に誤解や憶測を招き、不開示部分が公益的な開示の必要性等を上回る、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある秘匿すべき情報が、詳細に記載されていると認めるに足りない。

(6) 本件不開示部分 2 について

添付資料の新聞記事に、奈良市予算案のうち市立図書館について詳細な記事があり、これによると、これまで学校図書館に従事していた図書館司書は 8 人のところ、嘱託の図書館司書 2 3 人のうち、5 人を市立小中学校の図書館の整備に振り向けると記載されている。このとおりなら、予算案の段階で、派遣する司書を 5 人増員して 1 3 人とする計画と推定できる。これらは、市が提供した報道資料や市立図書館など市職員への取材から記事にしたと考えられ、当該情報が報道を通じて公になっていることから、本件で開示することにより市民の間に誤解や憶測を招くおそれがあるとは認められない。

そもそも、奈良市の財政事情が苦しいのは広く知られており、自動貸出機・自動返却機・予約棚システムの導入により、余剰となった館内の司書を学校

図書館に振り向けるのは、容易に理解できるから、学校へ派遣する司書の増員計画や配置転換を公にすることにより、市民の間に誤解や憶測を招くおそれは、法的保護に値する蓋然性を認めがたい。

また、人事管理に係る情報とは、個々の職員の人事評価や人事異動に関する情報であって、職員の配置計画は、予算などの財政に係る情報であり、個々の職員に対して、不当な干渉などがなされるおそれは認めがたい。

以上から、学校図書館への司書派遣の情報は、条例第7条第5号に該当しないというべきである。

(7) 本件不開示部分3について

不開示の法人事業者とは、返却ポストの仕様、図面等の作成を委託された事業者と考えられる。市からの委託業務は、公金で支払われるので、情報公開の趣旨から委託業者名は通常開示されるべき情報である。そうすると、本件において返却ポストの図面等の委託を受けた業者名を開示することにより、今後の当該事業の進捗や手続に遅れが生じる蓋然性は低く、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めるに足りない。よって、条例第7条第6号に該当しないというべきである。

もし、当該事業者が、後で入札に参加する業者であるとして不開示としたのであれば、当該業者に図面等の作成を随意契約で委託したことの是非が問われるべきであるから、行政のチェックという情報公開の趣旨に鑑み、不開示は妥当ではない。また、入札の実施後であれば、委託業者名を不開示とする必要性に乏しいので、不開示が妥当でないのは申すまでもない。

(8) 本件不開示部分4について

本件不開示部分4の不開示理由の記載で、開示することができない情報の概要が示されていないため、検討中、かつ未確定の事業に関するものと認定できず、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれがあるとの蓋然性も判断できない。

実施機関は、弁明書において初めて、4行目については、不登校児童・生徒に係る事業として検討しているものであることを明らかにしたが、このことは決定通知書には記載されていない。5行目については、市の教育に関する情報というだけで、不開示該当性の判断に必要な、情報の概要が記載されているとはいえない。

教育センター所長の職務内容のうち開示された部分は、教育センターに関する事務統括全般及び総合調整という教育センター長として当然の定型的な職務内容であり、不開示部分こそが期待される主な職務と推認される。不開示部分も開示部分同様、教育センター所長の業務内容であり、実施機関には、

教育センター所長の職務内容を市民に説明する責務があり、市民には教育センター所長の業務内容を知る権利がある。

また、不開示部分の記載から、単に教育センター所長の推進する事業の項目が列挙されていると推認されるが、不当に市民等の間に混乱を生じさせるような秘匿すべき詳細な情報が記載されているとは認めがたい。

当該部分の開示不開示の判断は、市民の知る権利と、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれの蓋然性との比較衡量になるところ、決定通知書はもちろん弁明書においても、不開示情報の概要の記載が不明確で、公にすることにより、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれがあると認めるに足りない。

(9) 審査請求の手続について

条例第18条より開示決定等に係る不服申立てについては、行政不服審査法第9条第1項の規定を適用せず、審理員制度を除外している。ゆえに、審査庁が処分庁である場合は、審査庁が弁明書を作成し、審査請求人等に送付することになり、審査庁と処分庁が同一であるから当然、審査庁から処分庁に対する手続は、原則として不要になる（行政不服審査法 審査請求事務取扱マニュアル（審査庁・審理員編））。

以上から、本件は処分庁と審査庁は同一であるから、奈良市教育長から奈良市教育長へ提出された令和2年9月17日付け奈教政第40号弁明書は不要で、審査庁である奈良市教育長が作成した弁明書を添付して奈良市情報公開審査会に諮問し、その弁明書副本を審査請求人に送付するものである。

(10) まとめ

本件不開示部分1及び本件不開示部分4は、開示することのできない情報の概要が示されていないため、不開示情報に該当すると判断できず、条例第7条第6号に該当しないと判断する。

また、不開示部分は単なる項目にすぎず、市民の知る権利を上回る、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれのある秘匿すべき情報とは認められず、条例第7条第5号に該当しないと判断する。

本件不開示部分2は条例第7条第5号に該当せず、本件不開示部分3は条例第7条第6号に該当せず、不開示情報ではない。

第4 処分庁の説明の要旨

弁明書及び当審査会での口頭による説明を要約すると、不開示理由はおおむね次のとおりである。

- 1 本件不開示部分1については、学校は教育のための施設だけでなく、各地域

のコミュニティの核としての性格を有し、地域への影響も大きいことから、学校規模の適正化や統廃合を伴う適正配置の適否の判断や具体的な検討については、行政が一方的に進める性格のものではなく、地域の様々な事情を総合的に考慮し実施する必要がある。このことから、内部において検討段階にある未確定な事案について公表することは、市民の間に誤解や憶測を招くおそれがあり、条例第7条第6号に規定する、当該事務の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当すると判断し、不開示とした。

2 本件不開示部分2については、図書館職員の増員や削減、配置計画に関する検討段階の未確定な情報である。公にすることにより、図書館業務や学校図書館業務を遂行するについて、市民の間に誤解や憶測を招くおそれがある。また、削減人数が分かることにより、図書館の運営に支障をきたすのではないかという不安を与えることにもなる。また、職員の配置計画という人事に関して、削減人数を公にすると当該職員に対して、不当な干渉などがなされるおそれがあるなど、どちらの業務についても適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため、不開示とした。

3 本件不開示部分3については、情報収集の一環のうちの業者の一つであり、公にすることにより、業者決定の際に誤解や憶測を招くおそれがある。今後の当該事業の進捗や手続に遅れや混乱が生じることが考えられ、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

4 本件不開示部分4のうち、「各特定任期付職員の職務内容(期待される業績)」2. 教育センター所長の4行目については、不登校児童、生徒に係る事業として検討しているもので、事業の方向性が実施の有無も含めて確定しておらず、生徒児童の保護者の間に憶測による過度の期待や混乱を生じさせるおそれがあること。

また、本件不開示部分4のうち、「各特定任期付職員の職務内容(期待される業績)」2. 教育センター所長の5行目については、市の教育に関する事業であり、事業の内容等を含めて外部関係者と調整中であり、議会に上程、公表する段階に至っていない不確定な情報であり、教職員の間には誤解や憶測を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。

5 なお、本件開示請求の「2020年4月1日以降の中央図書館長の配置の根拠となる文書」に係る対象行政文書として「令和2年4月人事について(特定任期付職員の任用)」を開示した。採用が同時期であったことから、教育監、教育センター所長、中央図書館長の3人を同文書にて一括で起案しているが、各人の職務内容(期待される業績)については独立しており関連性はない。今回審査請求の対象とされた「特定任期付職員の職務内容(期待される業績)」の同一頁

内において、中央図書館長の職務内容に当たる部分は全面開示していることから、当該開示請求の目的は達成されており、本来は開示請求の対象でない教育センター所長に関する不開示情報について審査請求を行うことは適切でない。

- 6 以上のことから、本件処分には違法又は不当な点は何ら存在しないものであり、本件審査請求に理由がなく、本件審査請求を棄却するよう求める。

第5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえ、本件不開示部分1から本件不開示部分4までについて審査した結果、次のとおり判断した。

1 条例の規定について

(1) 条例第7条第5号について

条例第7条第5号は、「市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国(略)の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができるとしている。

これは、市の機関又は国等の機関の事務又は事業に係る意思決定に著しい支障が生ずるおそれがある情報を不開示とすることを定めたものであり、例えば、行政内部で審議中の案件等で、公にすることにより、市民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがある情報や、行政における意思決定は、審議、検討又は協議を積み重ねた上でなされるものであり、その間の内部情報のうち、その途中で公にすることにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報等が該当する。

なお、「意思決定の過程」とは、特定の事務又は事業における個々の決定手続等が終了するまでの過程のほか、当該事務又は事業が複数の決定手続を要する場合には、当該事案に係る全体としての最終的な意思決定が終了するまでの過程をいう。

また、本号は、市の機関に限らず、国等の機関の事務又は事業も対象としているので、市としての意思決定は終了していても、当該事務又は事業に係る国等の最終的な意思決定が得られていない場合は、意思決定の過程に当たるとされている。

(2) 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、市の機関又は国等の機関（以下「市の機関等」という。）が行う事務又は事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とすることを定めたものと解され、市の機関等が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟その他の事務事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるものが掲げられている。

また、「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断については、実施機関に広範な裁量権限が与えられているわけではなく、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法、性質などに照らし客観的に判断することが必要であるとともに、公益的な開示の必要性についても考慮し、それでもなお、公にすることで、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると言えることが求められる。さらに、「支障」の程度についても、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

2 本件不開示部分1の不開示妥当性について

本件不開示部分1は、教育政策課の「事務引継書（前任者 新田憲、黒田昌代 後任者 五味原正浩）」に記載された事項のうち、「(2 学校規模適正化)」に関する記載の一部分で、学校規模適正化に係る具体的な学校区や校名に関する内容である。

処分庁によると、学校規模適正化は、全体計画を平成19年度から平成28年度までの10年間を実施計画とし、実施計画については、一度に10年間の全てについて具体的な計画を策定するのではなく、中学校区別実施計画（案）の前期に計画されているところから、地域の実情に即し多様な工夫を行い、地域別実施計画を策定し、その策定にあたっては地域別実施計画（案）の段階で公表するとしており、本件開示請求があった時点において不開示部分1は公にしていなかったことである。

学校規模適正化に係る事務を適切に遂行する上で、関係当事者との協力・信頼関係や意見交換等を通じて、その内容を具体的な検討の参考にすることが考えられ、地域別実施計画（案）が公表されていない状況で、具体的な学校区や校名を公にすることにより、関係当事者との協力・信頼関係が構築することができず、今後、学校規模適正化の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に妥当すると認められる。

3 本件不開示部分2の不開示妥当性について

本件不開示部分2は、中央図書館の「事務引継完了届（前任者 増田達男 後任者 大橋美子）」及び「事務引継完了届（前任者 奥田喜隆 後任者 増田達男）」の写しで、当該事務引継書に記載された事項のうち、市立図書館の整備における「図書館システム」の再構築に伴い、図書館職員の体制を見直すことによる学校図書館の担当職員である司書の人員数である。

処分庁によると、市立図書館の整備について、令和元年度に図書の自動貸出機を整備しており、令和2年度は、IC技術を活用し、図書に貼付されたICタグによって図書の貸出や返却を行う仕組みを整備した。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一つとして、図書館職員と接することなく予約した図書の受渡し可能な「予約図書の受け取りコーナー」と、同じく非接触で図書の返却ができる「自動返却機」を設置し、自動返却機とすでに導入済みである自動貸出機とあわせて利用することで、予約から図書の貸出、返却、受取までが非接触でできるとしている。

本件不開示部分2のうち、「2 引継ぎをした事務等」「(1)未処理（処理中）事項」の3行目のカッコ書の一部及び「学校図書館への司書派遣」の3行目の不開示部分については、令和2年度に学校図書館の司書を増員した後の人数が記載されている。また、本件不開示部分2のうち、「学校図書館への司書派遣」の上から4行目及び5行目並びに7行目の不開示部分については、図書館から学校に派遣する職員的人数が記載されている。

審査請求人は、本件不開示部分2について、意見書に添付した新聞記事を引用し開示が妥当である旨を主張している。この新聞記事によると、この新聞記事の報道された日より前の日までに、奈良市が発表した令和2年度奈良市予算案に、市内の3か所市立図書館に図書貸出に加え、返却と予約の受取りを自動化することに関する経費が盛り込まれたと報じている。具体的には、「図書館システム」の再構築に伴い、市立図書館の嘱託司書23人のうち、5人を市立小中学校の図書館の整備に振り向けること、学校図書館にこれまで従事していた図書館司書は8人であるなどとする内容である。

このことから本件不開示部分2を検討すると、増員前的人数である「8名」についてはすでに開示されており、「5人を学校図書館に振り向け」という奈良市が発表した内容により、「2 引継ぎをした事務等」「(1)未処理（処理中）事項」の3行目のカッコ書の一部及び「学校図書館への司書派遣」の3行目の不開示部分である増員後的人数は、「8名」に「5人」を加えた「13名」であることがわかる。

また、「学校図書館への司書派遣」の上から4行目及び5行目並びに7行目の

不開示部分である図書館から学校に派遣する職員は、奈良市が発表した内容のとおり「5人」であることがわかる。

したがって、本件不開示部分2は、いずれも奈良市が発表した内容と認められ、その後市長が当該予算案を市議会に提案し、その審議過程の結果、変更が生じ得るとしても、奈良市が当該予算案の内容を発表している段階でその内容はもはや検討段階の未成熟な情報とは言えず、公にすることにより、市民の間に誤解や憶測を招くおそれはないから、条例第7条第5号に該当するとして不開示とした処分庁の決定は妥当ではなく、開示すべきである。

4 本件不開示部分3の不開示妥当性について

本件不開示部分3は、中央図書館の「事務引継完了届（前任者 増田達男 後任者 大橋美子）」及び「事務引継完了届（前任者 奥田喜隆 後任者 増田達男）」の写しで、当該事務引継書に記載された事項のうち、図書返却ポストの設置について、処分庁がその事業者を決定する一般競争入札の執行に当たって、「図書返却ポスト」の仕様、図面等の作成を依頼した法人事業者名である。

処分庁によると、一般競争入札の執行の参考資料として、「図書返却ポスト」の整備等を行う事業者から仕様書や図面等の提出を受けるものであり、この仕様書や図面等の提出は任意で、事後に公表する旨の規定はない。

また、当該仕様書や図面等の作成は、市の支出を伴うものではなく、作成した法人事業者が一般競争入札に参加した場合であっても、その性格上当然何ら利害に影響するものでもなく、相互の信頼関係に基づき提出されるものである。本件不開示部分3を公にすることにより、当該法人事業者との信頼関係が損なわれ、今後の仕様書や図面等の提出の協力を得ることが困難となることが予想され、その結果、一般競争入札の執行に必要な参考情報が欠如し、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当すると認められる。

5 本件不開示部分4の不開示妥当性について

本件不開示部分4は、教職員課の「令和2年4月人事について（特定任期付職員の任用）」に添付された「各特定任期付職員の職務内容（期待される業績）」のうち、「2. 教育センター所長」が行うこととしている2件の事業内容である。

処分庁によると、これら2件の事業内容は、いずれも検討中であり、意思決定したものではなく、開示請求があった時点では、当該事業者を実施する教育委員会として、当該実施の有無を含めた方向性や、当該事業の内容等について調整中であり、公表する段階に至っていない不確定な情報である。

これら2件の事業のように、内容が確定しておらず、その内容も公表しない前提の下に行われているものであれば、当該事業の内容を記載した部分是不開

示にすべき情報であると考えられ、このような未成熟な情報を公にすることにより、市民その他の関係者に、当該事業についての無用の予断や誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがあると考えられる。

本件不開示部分4のうち、「各特定任期付職員の職務内容(期待される業績)」の「2. 教育センター所長」の4行目については、その事業の性格からそれに係る児童生徒の保護者による過度な期待や混乱を生じさせるおそれがある。

また、本件不開示部分のうち、「各特定任期付職員の職務内容(期待される業績)」の「2. 教育センター所長」の5行目については、当該事業に係る現場の教職員の間には憶測や混乱を生じさせるおそれがあり、条例第7条第5号に該当すると認められる。

6 まとめ

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に判断した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」とおり判断する。なお、審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

第6 審査会の審査経過

当審査会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和2年10月 9日	審査庁から諮問を受けた。
令和3年 2月25日	令和2年度第11回審査会 1 審査請求についての概要説明を受けた。 2 処分庁から口頭による説明を受けた。 3 事案の審議を行った。
令和3年 3月17日	令和2年度第12回審査会 事案の審議を行った。
令和3年 4月28日	令和3年度第1回審査会 事案の審議を行った。
令和3年 6月18日	令和3年度第3回審査会 答申案の取りまとめを行った。
令和3年 6月28日	審査庁に対して答申を行った。

○ 奈良市情報公開審査会委員 (敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
石黒 良彦	弁護士	

上田 健介	近畿大学法学部教授	
杵崎 のり子	奈良学園大学客員教授	会長職務代理者
戸城 杏奈	弁護士	会 長
浜口 廣久	弁護士	